



(1) 入学考査料・入学料・授業料

(令和5年4月1日現在)

| 区 分 | 入学考査料 | 入 学 料 | 授 業 料 (注1) | | |
|------------------------|---------|---------|---------------------------|-------------|------------------------------------|
| | | | (通信制課程は通信教育受講料) | | |
| | | | 年 額 | 納入回数 | 1回の納入額 |
| 全 日 制 課 程 | 2,200 円 | 5,650 円 | 118,800 円 | 2 回 (注2) | 第1回： 年額の3/12 第2回： 年額の9/12 |
| 定 時 制 課 程 | 950 円 | 2,100 円 | 32,400 円 | | |
| 定 時 制 課 程 (単 位 制) | 950 円 | 2,100 円 | 1 単位当たり 1,740 円 ×履修単位数 | | |
| 通 信 制 課 程 | 950 円 | 500 円 | 1 単位当たり 336 円 ×履修単位数 | | |

(注1) 平成26年度入学生から、**高等学校等就学支援金制度**が導入されました。就学支援金制度とは、区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額(※)が304,200円未満(年収目安約910万円未満)の世帯の生徒が申請を行い、受給認定された場合、学校に就学支援金を支給することで、その生徒の授業料等が無料になる制度です。返済の必要はありません。**ただし、支給手続を行わない場合は、授業料をご負担いただくこととなります。**

また、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限(全日制36か月、定時制48か月)を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収します。

※ 政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算します。

(注2) 授業料の納入回数は2回ですが、分割払いとすることも可能です。

※ **入学料及び授業料の納入が経済的に困難な家庭については、免除又は2分の1に減額する制度があります。**

※ **所得制限により就学支援金の適用外となった場合で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、申請の上、授業料を2分の1に減額します。**詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校に問い合わせてください。

(2) 奨学のための給付金について

高校では、入学料及び授業料とは別に、学校ごとに決定した修学旅行等積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校徴収金の徴収があります。

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費等)の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に奨学のための給付金の認定を受けた方に給付金を支給しています。返済の必要はありません。

| 世 帯 区 分 | 課 程 等 | | 給付額(年額) |
|---------------------------------------|-------|--|-----------|
| 生活保護受給世帯 | 全日制課程 | | 32,300 円 |
| | 定時制課程 | | |
| | 通信制課程 | | |
| 都道府県民税所得割額及び 区市町村民税所得割額が 非課税の世帯 | 全日制課程 | 第1子 | 117,100 円 |
| | 定時制課程 | | |
| | 全日制課程 | 第2子以降(15歳以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹又は高校生 等である兄弟姉妹がいる方) | 143,700 円 |
| | 定時制課程 | | |
| | 通信制課程 | | 50,500 円 |

(3) 給付型奨学金について

平成29年度から、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して学び、もてる可能性を最大限伸ばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等の教育活動にかかる経費等を、保護者の代わりに負担する都独自の現物給付方式の奨学金制度が導入されました。

支給対象者は、都立高校等に在籍する生徒のうち、以下の条件に該当する方です。

| 世帯区分 | 給付限度額（上限） |
|--|-----------|
| 生活保護受給世帯、 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が 非課税の世帯 | 50,000円 |
| 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の 合算が85,500円未満の世帯 | 30,000円 |

※ 上記世帯の生徒が申請を行い、受給認定されることにより、生徒が通う学校の教育活動にかかる経費にあてるものとして支給する制度です。返済の必要はありません。**ただし、学校の教育活動に参加しない場合は支給対象となりません。**

具体的な対象経費については学校によって異なりますので、詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校に問い合わせてください。

(1) から (3) まで、また、制度全般については、以下に問い合わせてください。
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03(5320)7862 (直通)

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

中学3年生等の受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

<概要>

- 1 対象 中学3年生又はこれに準じる方を養育する一定所得以下の世帯の生計中心者
- 2 貸付内容 塾代及び受験料の貸付を行い、**進学（入学）した場合は償還を免除します。**
- 3 貸付金額等 塾代 上限200,000円、 受験料 上限27,400円（4校まで）
※ 受験料は、都立高校入学者査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。
ただし、1校あたり上限23,000円です。
- 4 貸付利率 **無利子**
- 5 申込方法 お住まいの区市町村の窓口にお問い合わせの上、お申し込みください。

<貸付要件>

○世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること
（収入基準の一例）※総収入の場合

| 世帯人数 | 2人 | 3人 | 4人 |
|--------|------------|------------|------------|
| 一般世帯 | / | 4,410,000円 | 5,049,000円 |
| ひとり親世帯 | 4,057,000円 | 4,966,000円 | 5,772,000円 |

○そのほかにも貸付の要件があります。

○詳細は専用 Web サイト (<https://jukenchallenge.jp/>) をご確認ください。 →



本事業の詳細及びお住まいの区市町村の窓口の連絡先については、以下に問い合わせてください。
東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課生活援助担当 電話 03(5320)4072 (直通)
※令和5年7月以降、部署名が「東京都福祉局」へ変更となります。

